

八王子市立たがの杜小中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H2.改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6.改訂）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R4.改定）

八王子市立たがの杜小中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ・いじめは「しない させない 許さない」を大原則とすること。
 - ・「いじめは決して許されない」という強い認識をもつこと。
 - ・「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こり得る」という危機意識をもつこと。
 - ・いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通すこと。
 - ・いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。
- 令和7年度の重点項目
 - ・いじめの未然防止 ⇒ 日頃から児童・生徒の「気になる・・・」を重視する。
 - ・教員の情報共有と報告 ⇒ どんな些細なことでも情報共有及び報告する。

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- 児童の些細な変化に気付く鋭敏な感覚の強化。
- どんな些細なことでも、気になることを報告する、情報共有の徹底。
- SNSの特徴を理解し、適切に活用する力の向上。
- お金に関する指導（トラブル事例）に関する保護者への周知。
- 小中が連携した、いじめの解消までの組織的な対応の推進。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会・学校いじめ対策会議

- 開催日 小学校（学校いじめ対策委員会）：毎週木曜日 14時30分から
中学校（学校いじめ対策会議）：毎週水曜日 8時45分から
- 構成員 管理職、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SCなど
※生活指導主任が学校いじめ対策委員会コーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ①いじめの疑いを把握する。
- ②学校いじめ対策委員会への報告といじめの調査を開始する。
- ③保護者への連絡といじめ認知の判断を行う。
- ④対応方針の決定と教育委員会への報告・相談を行う。
- ⑤継続対応と見守り対応の判断を行う。
- ⑥いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援を行う。
- ⑦いじめを行った児童・生徒に対する指導及びその保護者に対する指導を行う。
- ⑧いじめ解消等に関する判断を行う。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月4日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
⇒ 法・条例・規則等の共通理解、いじめの定義、いじめを許さない意識の醸成
- 8月29日 「重大事態の理解と対応」
⇒ アンケート・チェック、地域・関係機関連携、望ましい人間関係、事例研修
- 1月7日 「いじめへの組織的な対応」「いじめを生まない環境づくり」
⇒ アンケート・チェック、いじめの定義に基づく組織的対応の理解、事例研修

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 全学年で年間3回以上実施
⇒学級活動、道徳科を中心に実施する。
⇒アンガーマネジメント授業（中1）、弁護士によるいじめ予防授業を実施する。
- 道徳授業地区公開講座
⇒全学級で授業公開を実施する。
- 「はちおうじっ子サミット」への参加
⇒全校児童・生徒による「いじめ防止」の提言を作成する。
- セーフティ教室、メディアリテラシー教育

SOSの出し方に関する教育

- 児童・生徒が様々な困難やストレスから悩みを抱えた時に、身近な大人に相談したり、助けを求めたりすることができるように、SOSの出し方に関する教育を計画的に行う。
⇒SOSの出し方（DVD）を活用し、各学年の年間計画に位置付けて、年間1回以上実施する。
- スクールカウンセラーによる対象学年全員との面談
⇒小学校は、1学期に第5学年、2・3学期に第4、6学年で実施する。
⇒中学校第2学年で実施する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 「八王子いのちの大切さをともに考える日」
⇒校長による「いのち」に関する講話
- 道徳科で生命尊重の授業
⇒命の大切さ、充実した生活を送ることのよさを学ぶため、各学年、「家族愛」「自然愛護」「生命の尊さ」「よりよい学校生活・集団生活の充実」等の授業を実施する。

児童・生徒の自己肯定感を高める取組

- ・友だち班活動、クラブ活動、委員会活動などの異年齢活動を通して、「頼りにされている（自己肯定感・自己有用感）」「目標とする上級生（あこがれ）」を醸成する。
- ・あいさつ運動や募金活動など児童会・生徒会を中心とした活動を通して、他者との関わりから自分の価値を見出す機会とする。
- ・学級活動や道徳等で、自己の成長やお互いの良さを知り、認め合える児童・生徒を育成する。

保護者・地域・関係機関との連携

<保護者>

- ・学校ホームページや保護者会等の機会を活用し、学校いじめ防止基本方針等について周知する。
- ・「子ども見守りシート」の活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・「学校評価アンケート」の評価を学校いじめ防止等の取組の改善につなげる。

<地域>

- ・学校運営協議会で学校いじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校いじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

<関係機関>

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。